

外航貨物専用不定期航路事業の届出等について

1. 事業開始の届出

事業の開始の日から30日以内に届け出てください。

＜提出書類＞

外航貨物専用不定期航路事業開始届出書

添付書類 なし

＜提出先＞

主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局

※主たる事務所又は営業所が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県にある場合

関東運輸局 海事振興部 貨物課

〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎16階

TEL 045(211)7272

FAX 045(201)8788

※主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所を経由して届け出ることもできます。

＜提出部数＞

本紙 1通

写し 1通（運輸支局又は海事事務所を経由する場合は2通）

※事業者様控えが必要な場合は写し1通追加してください。（郵送する場合は返信用封筒を同封してください。）

2. 住所又は氏名(社名)を変更したとき

変更の日から30日以内に届け出てください。

＜提出書類＞

外航貨物専用不定期航路事業変更届出書

添付書類 なし

＜提出先＞ 開始届と同じ

＜提出部数＞ 開始届と同じ

3. 事業を廃止したとき

廃止の日から30日以内に届け出てください。

＜提出書類＞

外航貨物専用不定期航路事業廃止届出書

添付書類 なし

＜提出先＞ 開始届と同じ

＜提出部数＞ 開始届と同じ

4. 定期報告書の提出について

海上運送法に基づき、下記の報告書の提出が必要です。

報告書名	様式	提出期限
外航船舶運航実績報告書	第二号様式	翌々月の末日まで
使用船舶明細報告書	第六号様式	同年の7月末日まで
損益計算書・貸借対照表	定めなし	決算期経過後90日以内
損益及び資産明細表	第八号様式	
事業概況報告書	第九号様式	

<提出先>

国土交通省 海事局 外航課

〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3

TEL 03(5253)8111 内線43956

直通 03(5253)8619